



## ～贈与等報告編～

### 贈与等報告とは？

道立学校の管理職員（管理職手当の支給を受ける職員）が報酬等の支払いを受けた場合、「北海道職員の公務員倫理に関する条例」第13条の規定により、北海道教育委員会に対して贈与等報告書を提出するものです。

### どのような場合に報告が必要か？

次のいずれかに該当した場合は報告が必要です。  
(1) 1件5千円を超える報酬等を受領した場合  
(2) 1回を受領した報酬等の額は5千円以下であるが、報酬等の基因となった事実が同一の場合で、複数回にわたり報酬等を受け、その合計が5千円を超えた場合

### 報告のタイミングは？

報告は四半期ごとに行います。当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に報告書を教職員課に提出してください。  
※四半期の区分：①4～6月 ②7～9月 ③10～12月 ④1～3月

**ワンポイント**  
(例1) 5月20日に6千円の報酬等を受領した場合  
**提出期限⇒7月14日**  
(例2) ①5月20日に3千円 ②7月10日に3千円の報酬等を受領した場合  
※①、②は同一要件  
**提出期限⇒10月14日**（①+②の合計額が5千円を超えたため）  
(例3) ①5月20日に3千円 ②7月10日に3千円 ③10月1日に3千円の報酬等を受領した場合 ※①～③は同一要件  
**提出期限①⇒10月14日**（①+②の合計額が5千円を超えたため）  
**提出期限②⇒1月14日**（5千円を超えた以降は、都度報告が必要です。）

### 事業者から支払いがあったことを証明する書類は必要か？

基本的には、提出不要です。  
ただし、報告書の内容によって提出していただく場合があります。

### 交通費等の実費弁償（総額5千円を超える）を受領した場合、報告書の提出は必要か。

贈与等報告書はどの事業者等からどのような名目で報酬等を幾ら受けたかを把握しようとする趣旨のものであり、事業者から支払われたものから必要経費を差し引くことなく報告することが必要です。  
例えば、源泉徴収により引かれた分であっても、報酬の一部であるため、源泉徴収差し引き前の金額を報告するものであり、実費弁償等についても、受領したものは、すべて報告の対象となります。

### 関係法律・規程

○北海道職員の公務員倫理に関する条例第13条 ○北海道職員倫理規則第17条

皆さんの「そこが知りたい！」を募集します！URLまたはQRコードから投稿してください！（道立学校のみ）

（投稿用URL⇒<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=00r00Wna>）

※投稿数や内容によって掲載できない場合があります。あらかじめ御了承ください。



QRコードは(株)デンソーウェアフの登録商標です